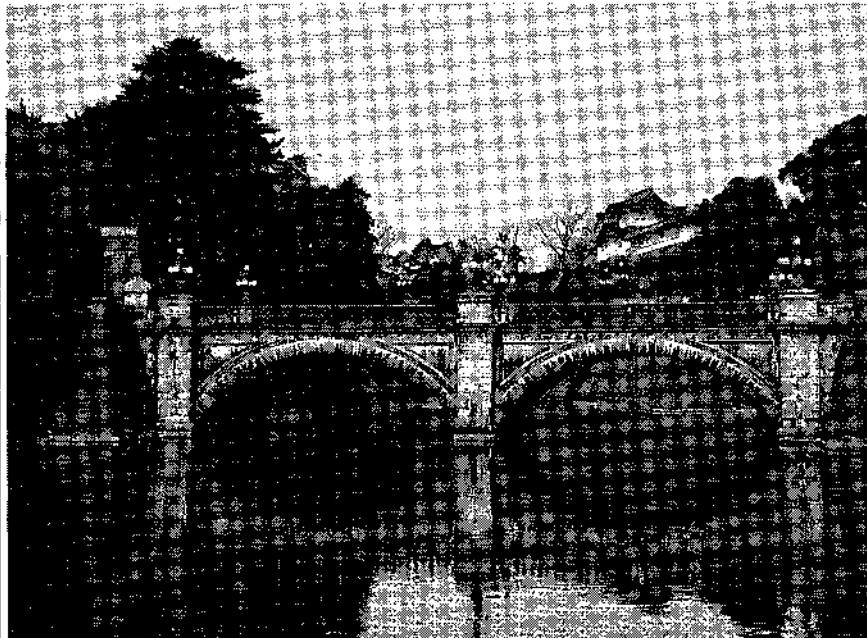


# 第14回定期時代議員総会

首都東京大会に  
青年税理士の情熱を結集しよう！

青税の明日への前進を目指し



全國青年税理士連盟

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
5-20-11  
運営本部 第1シルバービル5F 501号  
電話 03(354)4162  
発行人 健  
会 行社 集人 橋則雄  
編集人 橋則雄  
広報部長

会員諸兄には、益々御活躍のことと、お慶こび申  
し上げます。

七年ぶりに首都東京で、全国大会が開催されると  
あつて、業界内外の感心も一段と高まつております  
大会に青年税理士の情熱を結集し、税理士制度発  
展の為、正論を内外に轟かせましょう！

すでに実行委員会では、全国青税の新たなる明日  
への飛躍の場とする為、新企画を盛り込んだ大会の  
準備を進めています。

大会各場となる超高層群サンシャインシティは、  
国際性、文化性、商業性など、すべての機能を備えた  
東京の新名所です。まさに“正論天に轟く”大会各  
場として、うつつけの会場です。

躍動する首都東京であいましょう。

(東京大会実行委員会)

# 若き情熱で 新なる明日への飛躍を

総務部長 川崎義治

昨年七月、岡山大会において伝統ある全国青税の総務部長といふ大役を引き受け、この一年会員諸兄の絶大なご支援とご協力により、ここに東京大会を迎えることができましたことを心より感謝致します。

## 反対運動むなしく

### 商法改正成る！

税理士法が改正され休む間もなく、商法改正問題が抬頭した今事業年度でありました。我々執行部はこの商法改正問題に対する法務省と日税連の動きに目を凝らし、先手く「商法改正キヤンペー」を発行し改正商法に対する会員の意識の高昇に勧め、又一方で日税連幹部と前後二回に亘って懇談会を持ちともすれば独走しがちな日税連に単行動動を許さないよう意見の具申をし、この問題に対して全青税と連繋を取る約束を取り付け①監査対象会社の範囲拡大、③業務利害関係の区分の明定、④資本金基準十億円以上かつ負債総

額三百億円以上堅持で反対運動に力を注ぐことになり、日税連、日本税政の商法特別法粉砕総決起大会には、全青税も会員に対する出席呼びかけに協力した。しかし中小会社に過重な負担をかけることになる「会計監査人による監査対象会社の範囲拡大」の改正案は、閣議決定後三月二十四日国会に提出された。改正原案には先に述べた①と③の一部は改正法案提出の段階で修正されたが、資本金十億円以上の現状維持は認められず、原案通り資本金五億円以上となり、負債総額は二百億円以上で五月十五日衆議院本会議で可決され、六月三日の参議院本会議でも原案通り可決成立した。しかしここまでの運動の過程で、日税連の正副会長の合意を得たが、一部日税連幹部が国会に出没し、妥協の陳情を行っていたとも言われている。これが裏付けるかの如く、日本経済新聞に「日税連、大勢が支持へ！」という見出しで記事が掲載され、法務省等の裏工作にわれわれ

の反対運動も潰されたこととなる。また四月七日の日経に「共産党の影響力が強い」と言われる青年税理士連盟」という記事は事実無根であり、その取材元を明らかにし全文を取消すことを強く要望する抗議文を日本経済新聞社に渡し、抗議をしたところ、取材元は新聞社の使命上明らかにできないが、取材不足により貴連盟に大変迷惑をかけたことに陳謝を表明した。なお今後の取材には追加の意見も聞くことを約束した。このように今後の運動でも外部からの妨害等も予想され、法務省が、今回の改正で見送った①企業の社会的責任の明示②大小会社の区分③企業結合などについても、会社法の全面改正を急ぐ方針であるので十分な注意を払って行かなければならぬ。

『研鑽による全青税の努力で明るい未来に向つて』

本事業年度は、商法改悪反対運動に係りつきり、昨年の税理士法改正反対運動時と合わせると二

年間全青税の勢力を制度問題に費やすこととなり、組織活動等が大いに停滞してしまった。しかし研究活動は例年通り、秋季シンボジウムを滋賀の大津にてマーチンテー

ムを主催する企業環境の方向を探る』で行い、岡山大会以来の行事に全国各地より百二十余名の参加を得て開催した。『企業課税の新動向と全青税の提言』では政府税調の法人税の基本的仕組みの報告文書について、単なる批判に終始せず、新らしい理念と視点にたどり、現実的な説得力のある法人税制改革の具体的提言を提示した。

また商法改悪と中小法人をめぐる諸問題では、今後改正が予想される大小会社の区分の導入は、法人税の二分化を図るおそれもあり大企業優遇の意図が明らかである等の問題が指摘されている。『微税率併用の新たな傾向と対策』では、行政の新たな傾向と対策では、課税手帳の調査体制等の変化について研究報告があり、新税理士法並びに新政令施行後の業務対策と企業に与える影響等について勉強した。このようにシンボジウムも、業務に役立つ色々もり沢山のテーマを用意しておりますので大いに勉強し大いに全国の同志と語り、家族ともども東京に集つて思い出を刻む楽しい大会にしましょ

う。

東京大会に参加し  
青年の主張をしよう！

いよいよ第十四回定時代議員総選挙

# 主張

## 商法・特例法成立

### 日税連の責任を問う

商法及び監査特例法の改正法律案は、多くの問題点を残したまま六月三日の参議院本会議で原案となり可決成立した。

全国青年税理士連盟をはじめとする諸団体の反対運動にもかかわらず、原案どおり成立した原因は一体どこにあるのであらうか。

日税連では、三月二日に「商法特例法粉碎総決起大会」を開催しその最中、四元専務理事は日本経済新聞記者に「法務省は日税連の言い分をギリギリまで聞いてくれたのだから、もうこれでいいではないか。それをあくまで東京会の波多野会長が反対するのだからこじれるばかりだ」と発言(四月七日付「日経朝刊」による)し、さらに衆参両院における参考人として出席し、これが税理士会の意見とか、と疑問視されるような意見陳述をしてきた。

四元専務理事の発言は、日税連の商法問題に対する立場に水を差し、当初「不正經理で問題となる

のは大企業であり、今回の改正は中小企業を圧迫するものだと反対を表明していた自民党の一派議員や野党に「税理士会反対せず」の印象を与えることが原案どおり成立を促進したといえよう。

四元専務理事の発言、同理事の機関決定に反する独走を許した日税連執行部の責任は大きい。

また、国会陳情を通じて判明したことであるが、税理士法改正時ににおける政治献金事件にみられた日税連の法案を金で買うがごとき

特例法粉碎運動を推進してきた。

全國青年税理士連盟をはじめとする諸団体の反対運動にもかかわらず、原案どおり成立した原因は

一体どこにあるのであらうか。

日税連では、三月二日に「商法特例法粉碎総決起大会」を開催し

その最中、四元専務理事は日本経

済新聞記者に「法務省は日税連の

言い分をギリギリまで聞いてくれたのだから、もうこれでいいではないか。それをあくまで東京会の

波多野会長が反対するのだからこ

じれるばかりだ」と発言(四月七

日付「日経朝刊」による)し、さらに衆参両院における参考人として出席し、これが税理士会の意見とか、と疑問視されるような意見陳述をしてきた。

四元専務理事の発言は、日税連

の商法問題に対する立場に水を差し、当初「不正經理で問題となる

想される。これを阻止することはますます困難な状況ではあるが、常に商法問題に注視し、日税連に同じ轍をまぬよう、最後まで運動を展開しよう。

日税連会長選挙迫る

日税連会長は、七月二十四日の日税連定期総会で選任される。

東京会波多野重雄会長と東京地

方会議本秀實会長の決選となつた。

日税連会長の選任は、日税連会

則第八条に「役員は税理士会の会

員のうちから、総会において選任

する」と規定され、議決権につい

ては、第二十六条规定「税理士会は

その会の会員の数と同数の議決権

を有するものとする」前項の会

員の数は、総会の会日の属する月

の前々月末現在による」と規定さ

れている。

日税連総会において、各単位会

会長が、各々の会員数による議決

権を行使し会長を選任するわけで

あるが、ほとんどの会が、各単位

会議委員会の附帯決議にみられる

おり、大小会社の区分等、中小企

業に多大の影響を与える改正案が

今後次々と出されることが予

会または常務理事会で意思決定が行なわれる。従って、形式的には決定の日程がまちまちなため、日程のおそい単位会にあっては、事実上は総会以前に決着がついてしまう。各単位会の意思がついてしまう。

日税連会長選挙迫る

日税連会長は、七月二十四日の日税連定期総会で選任される。

東京会波多野重雄会長と東京地

方会議本秀實会長の決選となつた。

日税連会長の選任は、日税連会

則第八条に「役員は税理士会の会

員のうちから、総会において選任

する」と規定され、議決権につい

ては、第二十六条规定「税理士会は

その会の会員の数と同数の議決権

を有するものとする」前項の会

員の数は、総会の会日の属する月

の前々月末現在による」と規定さ

れている。

日税連総会において、各単位会

会長が、各々の会員数による議決

権を行使し会長を選任するわけで

あるが、ほとんどの会が、各単位

会議委員会の附帯決議にみられる

おり、大小会社の区分等、中小企

業に多大の影響を与える改正案が

今後次々と出されることが予

められることになる。

このように日税連の姿勢が、

させ、国会陳情もままならぬ状況

であったことは、見逃せぬ事実であ

る。

以上のようないい處が、

改悪を許し、また、附帯決議にし

ても十分な成果が得られなかつた

原因といえよう。

奥野法務大臣の発言、参議院法

務委員会の附帯決議にみられる

おり、大小会社の区分等、中小企

業に多大の影響を与える改正案が

今後次々と出されることが予

められることになる。

このように日税連の姿勢が、

させ、国会陳情もままならぬ状況

であったことは、見逃せぬ事実であ

る。

以上のようないい處が、

改悪を許し、また、附帯決議にし

ても十分な成果が得られなかつた

原因といえよう。

奥野法務大臣の発言、参議院法

務委員会の附帯決議にみられる

おり、大小会社の区分等、中小企

業に多大の影響を与える改正案が

今後次々と出されることが予

められることになる。

このように日税連の姿勢が、

させ、国会陳情もままならぬ状況

であったことは、見逃せぬ事実であ

る。

以上のようないい處が、

改悪を許し、また、附帯決議にし

ても十分な成果が得られなかつた

原因といえよう。

奥野法務大臣の発言、参議院法

務委員会の附帯決議にみられる

おり、大小会社の区分等、中小企

業に多大の影響を与える改正案が

今後次々と出されることが予

められることになる。

このように日税連の姿勢が、

させ、国会陳情もままならぬ状況

であったことは、見逃せぬ事実であ

る。

以上のようないい處が、

改悪を許し、また、附帯決議にし

ても十分な成果が得られなかつた

原因といえよう。

奥野法務大臣の発言、参議院法

務委員会の附帯決議にみられる

おり、大小会社の区分等、中小企

業に多大の影響を与える改正案が

今後次々と出されることが予

められることになる。

このように日税連の姿勢が、

させ、国会陳情もままならぬ状況

であったことは、見逃せぬ事実であ

る。



長い間ごくらくさんでした。  
55年11月15日

秋季シンボジウムが開催された  
大津市で午前中第二回目の常務  
理事会を開催した。議長に吉田  
大青税会長。

滋賀青税の大居さんと田中研究

部長の秋季シンボジウムの予定  
報告を聞き、その努力に感謝を  
した。

今日の議事で、經理部報告が氣  
になった。手持資金九〇万円、  
未払金三百五〇万円あり、収入  
状況が遅れているのが原因であ  
るうが健全財政を早く確立させ  
ていきたい。

それには組織の拡大と拡充に常  
に努力をしていかなければなら  
ない。反省……。  
秋季シンボジウムは、午後から  
開催。岡山大会から三ヵ月以上  
過ぎている。なつかしい顔が沢  
山あらわれ、再会を楽しんだ。

55年12月1日 次期東京大会開催場所・サン  
シャイン・シティ・プリンスホ  
テルの支配人及び担当者を石井  
吉夫実行委員長より紹介され  
た。盛大に開催されることを祈っ  
た。

当日同場所で東京青税連の幹  
事会と忘年会が開催された。

55年12月11日 内藤光夫前日税広報部長「く  
なる。花輪と香典をおくる。  
改悪税理士法を推進してきた  
だらう。」

二人日の犠牲者、三人目は誰れ  
だらう。

55年12月26日 第30回税理士試験合格者に合  
格祝のハガキを送付。合格者総  
数八百五十二名。

商税委員会開催、こゝ連日マ  
スコミを通じ法務省筋から税  
理士業界のエゴである旨宣伝さ  
れ対応策を検討、日税連等へ再  
度の申入についても検討。

56年1月14日 第三回理事会を、東京大会開  
催場所サンシャイン・シティで  
新年会を兼ねて開催。

議長に渡辺東京青税連会長、  
石井実行委員長からの大會概  
要報告を聞き、成功間違いなし  
と自信をもつ。

商法に対する各単位青税の今  
後の取り組み方の報告あり、基  
本的方針を再確認。

各部・各委員会とも順調に事業  
計画にもとづいて進んでいる。

56年1月17日 大阪青税連・大阪支部の十五

周年記念大会に出席。

大会で永年会費納入者の会員

に感謝状がおくられ、ニニーク  
であった。東京青税20周年大会  
にも提案してみよう。

56年1月21日 連日国会陳情つづく、26日に  
法制審議会の総会が予定されて  
いる。

56年2月4日 日税連に商法問題で再度の懇  
談申入れをおこなった。

56年2月13日 東京青税が東京税理士会波多  
野会長と懇談、出席する。

56年3月5日 国会陳情つづく。

56年3月24日 東京青税連20周年記念大会が  
開催され出席する。  
・徳田虎雄氏の「生か死か」の  
講演が良かった。

56年4月4日 東京青税連20周年記念大会が  
開催され出席する。  
・徳田虎雄氏の「生か死か」の  
講演が良かった。

56年2月21日 東京税理士会館で日税連と再  
度の懇談、出席者は次のとおり  
全青税側——林(大阪)・尾崎・  
益子(以上神奈川)・渡辺・川  
崎・小沢・斎藤・西川・徳重  
・春好・福士・以上五名。

56年4月8日 日本経済新聞社一木政治部長  
と面談、前日の日経記事に抗議  
すると共に抗議文を手渡した。

56年4月11日 大阪青税フエスティバルに出  
席。

56年4月18日 第四回常務理事会を神奈川で  
開催した。議長に尾崎神奈川代  
表幹事。

56年3月2日 「商法特別法紛糾解決起大会」  
が砂防会館で開催、前回と違つ  
て熱気あふれる大会になつた。

56年5月16日 渡辺東京青税会長・亀田組織  
部長の商法改正反対演説が会場  
を沸かした。

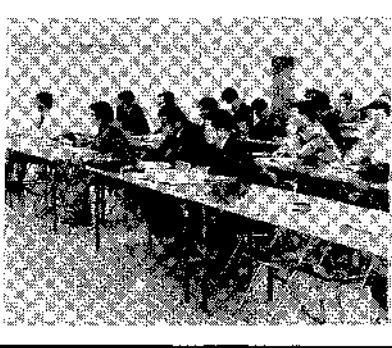
昨日からカゼ気味、朝から頭  
が痛く身体が思うようにうごか  
なかつた。

東京大会で会いましょう。今後  
共御協力をよろしくお願ひ致しま  
す。

戸が第一候補地。  
名古屋の大西会員が名古屋税理  
士会副会長に当選した。名古屋  
青税の皆様、苦労さん。

56年5月16日 名古屋青税総会出席

以上簡単に報告致しました。  
東京大会で会いましょう。今後  
共御協力をよろしくお願ひ致しま  
す。





に明文をもつて「必要あるとき」というよう局限していることは、單に「申告所得の確認」のために認められていると解するべきではない。なぜならば、これに応じない者に対しては、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金といきわめて重い罰則を科することとしているのであるから、このような重大な権限の発動が税務職員の主観的判断や思いつきに委ねられていると解すべきではない。

まして、調査理由を尋ねられて答えられなくて、帳簿等をみられなかつたとして、青色申告を取り消すことは、適正手続の観点からいつても非常に問題である。(註)しくは、神奈川青年税理士クラブの会員である長谷川博会員が投げ出した日税連機関紙、税理士界七八八号を参照されたい。)

黙過することはできない！

新税理士法が施行されて、増税路線の中、税務行政は、全国的にみて攻勢に転じてきている。

この事件は、和歌山だけの特殊な事件でなく、我々が日税連税務調査を受ける際に直面しなければならない重大な問題を含んでい

「なせきめたのか」、争点もなく、ただ漠然とこられて貴重な営業時間を持たれては、納税者にとってたまたまものではない。そこで、理由を尋ねてそれに答えることができなくて調査が出来なかつた。だから青色申告取消処分だというような恣意的な税務行政が行なわれると、憲法で保障された租税法律主義を否定することにもなりかねない。

「民主主義は手続である」といわれるくらい適正手続の保障が重視されている。

しかしこの事件のような税務行政の運営を是認することは、民主主義を著しく破壊するものであり、しいては、税理士制度の意義をも問われているといえる。

我々青年税理士は、他人事として決して黙過することはできない

商法改正問題

本年度・全青税として取り組んだ大きな制度問題として、商法ならびに監査特例法の改正問題（以下商法改正問題といふ）がある。

法対策部の中の商法改正対策委員会を中心となつて反対運動を進め、起きたが、延長された国会で、時間が切れ間近の六月三日に可決成立した。

昭和四十九年の商法改正のときは、全国青税が中心となって反対運動を行なってきた。しかしあれから五年以上たっており、会員の中には、その当時のことを知らない仲間も増えてきている。

そこで法対策部では、恒例の秋季シンポジウムの第二分科会を担当して、「商法改正と中小法人を中心となつて研究発表を行ない、めぐる諸問題」というタイトルで法対策部の商法改正対策委員会が商法改正作業の経過と問題点について再認識した（詳しくは、全国青税の広報五十二号参照）

その他にも、キヤンペーンを何回か行なうことによって、商法改正案のもつ問題点の指摘を行なつた。

### 反対運動を進めるに当つて

今回の商法改正の反対運動は非常にやりにくい側面をもつていたといえる。

まず我々自身について考えてみよう。昨年五月に成立した新税理士法について、組織をあげて改悪反対運動を行なってきた。その結果、新税理士法の解釈において、一定の歯止めをかけることができたのは、昨年の秋頃からである。

た面もあるし、さらに各単位会も結成から、古いところで二十年あるいは十年以上たち、世代の交代期にさしかかり、その対応でおわれていたため、商法改正問題まで手が廻らなかつた面もあると考えられる。

対外的にみると、マスコミを通じて、商法改正問題に税理士会側が反対するのは、公認会計士との職域問題であるとする矮小化したとらえかたが一般に浸透していた点がある。国会陳情に行って議員先生に会い、取締役会の権限強化により株主総会がますます形骸化し少數株主が保護されない点といふのは自己株式を目的とする質受制度の創設に代表されるように、中小企業が圧迫される点について話をするとき、決して職域問題といふことはつけなことで我々青年税理士が反対しているのではないということを理解してくれた議員先生も多かった。

しかし、某野党の参議院法務委員会の理事のように、「党としては反対しているが私個人としては商法改正に賛成である。」と云ふことを理解てくれた議員もいたことも事実で

日税連の内部でいえば、衆議院及び参議院の法務委員会の参考人として、日税連会長職務代行者である織本氏が出席せずに、四元日本税連専務理事が出席して「税理士会としては施案運動を行なわない」と発言して来た問題。業界あげての大変な問題に、なぜ日税連会長職務代行者である織本氏が出席しなかったのか。

### 日税連の選挙問題

日税連の会長選挙を行なわれるが、業界あげての重大な問題に直面しているとき板にどんな事情があるにせよ専務理事などにまかせないで会長自ら先頭にたって行動してくれる人を選ぶべきである。

そのためには、現在の日税連会長選挙に、我々一般会員が参加出来ないシステムに問題があり、日税連の民主化のためにも、我々一般会員の声が反映されるような選挙制度にかえていく運動を起こす必要があるといえる。

### 制度問題は終わったのか

全青税の法対策部長を引き受け、一年があつという間にすぎてしまつた。

制度問題は、山積しており、決して終つたわけではない。

即ち、税理士法の問題では、新

(第 54 号)

税理士法について、憲法に定められた納税者の権利を擁護する立場からの解釈を確立する必要があると同時に、基本要綱の精神に立返ることによって、再度、税理士法改正運動を開拓するための行動を起こしていく必要がある。

一般消費税の問題では、増税路線と国民生活や中小企業者を圧迫し、税理士制度を根底からくつがえす一般消費税が形をかえて再浮上してくる可能性が強い。特に、五十五年十一月の政府税調の「中期税制答申」の問題点を指摘していく必要がある。仮に新一般消費税がでてきたあつきには、積極的に反対運動に取り組む必要がある。

訴訟対策では、和歌山の「青色取消事件」にみられるように、我が国は税務行政手続は未だ憲法の理念にそった行政法の理論が実践されておらず、今こそ租税行政手続の基本的問題点を指摘して、税務行政の適正な運営を求めるための方策を考えなければならない。

商法については、国会審議でもあきらかなように、ここ数年のうちに、大小会社の区別を含んだ商取扱事件について積極的に取り組み支援していく必要がある。

法改正が出てくると考えられる。  
そのためにも、今からその問題点を研究して行く必要がある。  
設置が認められている。

○税理上法改正対策委員会  
○一般消費税対策委員会  
○訴訟対策委員会  
○商法改正対策委員会  
幸いにして各委員会の委員長を中心として、各委員が積極的に動いてくれたおかげで、全吉税の法対策部として制度問題を取り組むことができたことについて、この紙面を借りて感謝したい。

委員会方式の確立を！

全吉税自体、各単位会及び個人会員の連合によって成立しており、そこに運営のむずかしさと同時に、制度問題もひとつではないため、法対策部のみでは対応しきれないだろう。今後制度問題を行なうにあたっては、この委員会方式を定着させ、委員会中心に運動を進めていく必要があると考える。

制度問題は避けて通れない！

全吉税は、制度問題を中心に活動、調整を行ない大層的立場にたって運動を進めていく必要があると考える。

運動を行なってきたが、底流では、親睦と研鑽に重きを置いて活動を進めるべきではないかという意見もあると思われる。

我々は決して親睦とか研鑽といふものを否定するのではなく、親睦や研鑽は手段であり目的ではなく、いということである。親睦や研鑽を行なう中で制度問題に取り組むべきであると考える。

業務問題における研鑽は、短暫的な観点にたつたものであり、制度問題は、長期的視野にたって研究し運動を行なって行くものである。得てして制度問題を追求していくといわれなき中傷をうける事がある。

しかし我々青年税理士は、常に批判精神を持ち、何が眞実であるのかを見きわめ行動を起こして行く必要がある。

我々青年税理士は、終生の仕事として、この職業を選んだのであり、この税理士という職業に誇りを持つてゐる。

「我々が政治について忘れていても政治は我々を忘れない」という格言もあるようだ。我々が制度問題について関心を持たなくとも制度問題の影響は我々にぶりかかるてくるのであり、制度問題は、決して避けて通ることのできる

我々は制度問題から眼を背けることなく今まで以上に積極的に取る問題ではない。

## 和歌山訴訟を

和歌山訴訟を傍聴して

大阪合同青年税理士連盟  
西村公

り組んでいき、国民のための税理士制度の確立のために頑張る必要がある。



